

人件費、土地・建物の賃貸料、感染防止用品購入など幅広く使える  
文京区独自の使いやすい中小企業支援メニュー新設!

# 文京区中小企業事業継続支援補助金

—必要経費を最大30万円補助—

新型コロナウイルスの影響下における区内中小企業の事業継続を支援するため、人件費、土地・建物の賃貸料、感染防止の取組みに係る経費など最大30万円補助します。

## 対象となる方

次の①～③全ての要件を満たす方。

- ①文京区の区域内に主たる事業所または従たる事業所があること。
- ②申請日を基準とした直前1月間の売上高または営業利益が前年同期に比べ減少していること。  
ただし、創業1年未満の事業者においては、直前1月間の売上高または営業利益が直前3月間と比べ減少していること。
- ③「介護保険サービス事業者・障害福祉サービス等事業者基盤維持支援金」の対象でないこと。

## 補助額

補助限度額 **30万円** (申請は10万円以上)

※1事業者につき1回のみ。

## 補助対象経費

- ①従業員の雇用の維持に要する人件費 [直前1月分相当額]
- ②土地・建物の賃借料 [直前1月分相当額]
- ③動産の賃借料、リース料 [直前3月分相当額]
- ④新型コロナウイルスの拡大防止の取組みに要する設備費、消耗品購入費等

※令和2年4月1日以降に設置・購入したものに限りです。

- 消毒費用 消毒設備 (除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等) の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費
- マスク費用 マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネットの購入費
- 清掃費用 清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石鹼・洗浄剤・漂白剤の購入費
- 飛沫対策費用 アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費及び施工費
- 換気費用 換気設備 (換気扇、空気清浄機) の購入費
- その他衛生管理費用 ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

## 申請書類

- ① 申請書兼請求書
- ② 提出書類確認表（チェックリスト）
- ③ 売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類の写し  
※決算書と試算表、売上台帳等の帳簿類の写し等
- ④ 補助対象経費に係る支払いを証明できるものの写し  
貸金台帳の写し、土地・建物の賃貸借契約書の写し、動産の賃貸・リースの契約書の写しまたは領収書等の写し、設備費や消耗品購入費等に係る領収書の写し
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 委任状  
※請求者と振込口座の名義人が異なる場合のみ必要です

①・②・⑥の書類は経済課ホームページからダウンロードできます。右のQRコードまたは「文京区 中小企業特設ページ」で検索してください。



## 申請期間

郵送受付のみ

令和2年9月1日（火）から11月30日（月）まで（当日消印有効）  
※簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

## 申請書提出先

郵送受付のみ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご不明な点は電話等でお問い合わせください

### ○申請書提出先

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区 経済課 産業振興係  
中小企業事業継続支援補助金 担当宛

○コールセンター **03-6747-6192**（平日9:30～17:30）

○ホームページ 「文京区 中小企業特設ページ」で検索



## 文京区融資あっせん制度利用をご検討の事業者さま

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上又は営業利益が前年比5%以上減少した事業者さま向けに、実質無利子・信用保証料を最大30万円補助となる融資あっせん制度「文京区新型コロナウイルス緊急対策資金」を用意しております。

相談窓口：東京商工会議所文京支部（文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階）  
相談時間：月曜日～金曜日 9:30～16:30 直接窓口にお越しください。※受付開始も9:30からです  
お問い合わせ：☎ 03-5842-6731